

保護者記入欄	()若竹学級		児童1氏名		(新)学年	
			児童2氏名		(新)学年	
			児童3氏名		(新)学年	
	就労者氏名		児童との続柄		住所	

就 労 証 明 書

事業者記入欄	就労者氏名		就労者住所			
	就労先事業所名称	電 話 - -				
	就労先所在地					
	就労開始年月日(予定)	年 月 日				
	就労の形態	被雇用者 ・ 個人事業主、内職、農業等 ・ (家庭内)事業専従者				
	月12日以上就労し、かつ月48時間以上就労・通勤している(予定である)			はい ・ いいえ		
	①(日・祝除く)8時～14時29分の間に就労・通勤している(予定である)			はい ・ いいえ		
	②(日・祝除く)14時30分～18時30分の間に就労・通勤している(予定である)			はい ・ いいえ		
	①、②以外で(日・祝除く)22時以降夜間に就労・通勤している(予定である)			はい ・ いいえ		
	現在育休中である	はい ・ いいえ		育休期間	年 月 日～	年 月 日
	月12日未満または月48時間未満の場合の就労時間		日	時間		
			勤務日	□月 □火 □水 □木 □金 □土 □不定期		
上記のとおり相違ないことを証明します。		事業所所在地				
西暦 年 月 日		事業所名				
		代表者名				

<注意事項>

- 内容について、市及び委託事業者から問い合わせや実態調査をすることがあります。
- 虚偽の記載があった場合、当該証明は無効です。また、刑法上の罪に問われる場合があります。
また、就労者が経営者である場合を除き、就労者本人が事業者記入欄を作成した場合は無効です。
これらが発覚した際は、今後一切若竹の利用を申し込むことができません。
- 若竹学級の対象児童は、保護者の就労等の事情により放課後に家庭で保育を受けることができないと認められる児童に限ります。就労証明書によって、若竹学級の利用の可否、利用承認の優先順位を決定します。
- 本証明書は若竹学級の必要性の確認のためにのみ使用します。
- 原本のみを有効とします(コピー不可)。
- 勤務日のみ若竹学級をご利用いただけます。
- 事業者記入欄の訂正は、訂正箇所にも二重線を記入し、押印がある場合には同一印で訂正印を押し、修正願います。

<問い合わせ先>

各若竹学級 または KEG若竹学級運営管理事務局(073-421-1118)

保護者記入欄	(○ ○ ○)若竹学級		児童1氏名	和歌山 □□	(新)学年	1
			児童2氏名	和歌山 ●●	(新)学年	3
			児童3氏名	和歌山 △△	(新)学年	5
	就労者氏名	和歌山 ○○	児童との続柄	母	住所	和歌山市七番丁23番地

以上は保護者が記入

就 労 証 明 書

事業者記入欄	就労者氏名	和歌山 ○○	就労者住所	和歌山市七番丁23番地		
	労働契約上の時間 + 休憩時間 + 通勤時間 + 残業時間を記入してください		株式会社 わかやまし	電話	×××-×××-××××	
			和歌山市小松原通1丁目1番地			
			××年	××月	××日	
	就労の形態	被雇用者 ・ 個人事業主、内職、農業等 ・ (家庭内)事業専従者				
	月12日以上就労し、月48時間以上就労・通勤している(予定である)	はい ・ いいえ				
	①(日・祝除く)8時～14時29分の間に就労・通勤している(予定である)	はい ・ いいえ				
	②(日・祝除く)14時30分～18時30分の間に就労・通勤している(予定である)	はい ・ いいえ				
	①、②以外で(日・祝除く)22時以降夜間に就労・通勤している(予定である)	はい ・ いいえ				
	現在育休中である	はい ・ いいえ	育休期間	××年 ××月 ××日～ ××年 ××月 ××日		
月12日未満または月48時間未満の場合の就労時間		日	時間			
		勤務日	☒ 月 ☒ 火 ☒ 水 ☒ 木 ☒ 金 ☐ 土 ☐ 不定期			
上記のとおり相違ないことを証明します。		事業所所在地	和歌山市小松原通1丁目1番地			
西暦 ××年 ××月 ××日		事業所名	株式会社 わかやまし			
		代表者名	代表取締役 ▲▲ ▲▲			

訂正印は代表者の個人印で

押印不要

<注意事項> 職場の所属長(課長等)でも証明可能です。

- 内容について、市及び委託事業者から問い合わせや実態調査をすることがあります。
- 虚偽の記載があった場合、当該証明は無効です。また、刑法上の罪に問われる場合があります。
- 若竹学級の対象児童は、保護者の就労等の事情により、若竹学級の利用が認められない場合があります。

就労の形態が「(家庭内)事業専従者」の場合は、事業主の確定申告書第2表のコピー(事業専従者の氏名が記載されている部分)(別紙1参照)が必要です。

就労の形態が、「個人事業主、内職、農業等」にあたる場合は、下記添付書類(必須)を申請期間中に提出してください。書類に不備があったり期間を過ぎて提出した場合は審査の対象外となります。

- ・確定申告書第1表のコピー
- ・市民税申告書のコピー
- ・開業届の写し
- のうちどれか1つ